

現在の制度と「改革案」

		現在	改革案
ヒト	教職員の人事	人事権は県教委にあるので、市町村は、教職員(特に、学級担任になれる「教諭」)を独自に採用・配置できない。	原則として市町村(首長または教委)が人事権を持つ。ただし、教職員配置で地域間格差が生まれないように、市町村が県(教委)に人事権を委譲することも可能にする。
	カネ	<p>施設の整備費</p> <p>学校設置者である市町村が負担するのが原則だが、自主財源が乏しいので、国の補助金に依存。補助金を得るために国の画一的な基準に従わなければならない。</p> <p>教職員の給与負担</p> <p>・「義務教育費国庫負担制度」(教職員給与の負担を国・県で折半)として、県が国の各種基準に基づいて総給与を決めているので、市町村が教職員を独自の方法で採用・配置するのが難しい。</p> <p>・学級規模は「40人学級」が国の標準。市町村が少人数学級等で標準を下回る編制をする場合、その分増える教職員の給与費には補助金が出ない。</p>	<p>市町村による全額負担を原則とする。ただし、予算を確保できない場合、県との分担も可能にする。財源は、当面は「国からの特定交付金」(使途は教育分野に限定される以外は制限なし)で確保する。将来的には、構想日本提案の「三位一体改革」の実現を通じて、市町村自らで教育財源をまかなう。</p>
行政組織	教育委員会制度	教育委員の「人数」(市町村は原則5人)や「選び方」(首長による任命)、教育委員会の「仕事」(学校教育、社会教育、スポーツ振興等)などは、法律で一律に決められている。これらの教育委員会のあり方を、市町村は地域の実情や要望に応じて独自に設計できない。	<p>住民意思の反映、教育の中立性・安定性・継続性の確保など、これまでの教委の「役割」は今後も維持。ただし、具体的な「組織の形」は自治体ごとに決める。大枠は以下のとおり。</p> <p>1) 首長が教委制度のあり方(学校教育以外の分野で首長と権限分担、教育委員の数や選び方(公選制含む)等)を独自に決められるようにする。ただし、議会の承認を義務付ける。</p> <p>2) 首長の判断で教委を置かないことも可能にする(教委の必置規定の改正)。ただし、住民投票、独立チェック機関(学校評議会など)の設置、を義務付ける。</p>
学校の運営	学校の運営主体	学校設置者である自治体が学校の管理・運営を行うのが原則(設置者管理主義)。地域の実情や要望に応じて、自治体が民間の主体(NPO、住民組織、企業等)に運営を任せることができない。	現行の設置者管理主義を「標準」としつつ、各自治体(首長)の判断で民間団体や住民組織等への委任もできるようにする。
	学級編制	市町村が少人数学級等で国の標準(40人学級)を下回る編制をする場合、その分増える教職員の給与費には補助金が出ないので、事実上、標準と異なる編制はしにくい。	「国の標準」及び「県教委との協議し、その同意を得る義務」をなくし、市町村(首長または教委)が学級編制を独自に行えるようにする。
	教職員定数	県が、国の基準(学校の種類、学級規模、各規模に応じた乗数)に基づいて総定数を算定して決められているので、市町村は、自らの地域に必要な教職員の定数を独自の判断で決められない。	「国の標準」をなくし、市町村(首長または教委)が、自らの地域の教職員定数を独自に決められるようにする。
			校長に独自の「人事権」「予算権」を一定の範囲内で与える。教職員の一定割合を校長が独自に採用。学校独自の予算枠(使途制限なし)を設ける。「教職員の人事権」自体は、市町村の自治体(首長または教委)にあることを原則とする。
			「学校の運営や評価に参加する権利」を保護者や住民に認める。具体的には「学校評議会」(議決権を持つ合議体。会議は公開が原則)の設置を可能にする。教委のない自治体では評議会を「必置」とする。
教育内容・方法	授業時数	授業時数(=授業の回数)の「標準」は、各学年・各教科ごとに法令で画一的に決められている。標準を根拠にした県教委等の強い指導があるので、事実上、市町村や学校が標準から外れた独自の設定をするのは難しい。	現行の「標準」をあくまでも参考基準(法的拘束力なし)とする。各学校が、全教科の総時数内で柔軟に設定できるようにする。
	教育課程の編成(学習指導要領)	教育課程の編成は文科省の定める「学習指導要領」によることが法律で決められており、法的拘束力があるとされている。したがって、学校や教員は、学習指導要領の枠外で独自のカリキュラムを作ることができない。	現行の「学習指導要領」をあくまでも参考基準(法的拘束力なし)とする。各学校が、教育課程を柔軟に編成できるようにする。
	教科書	教科書(授業で使う主な教材)は、文科省が検定した教科書(=検定教科書)、または、「文科省名義の教科書」を使わなければならない。また、教科書の選定(=採択)は市町村教委が行うことになっている。したがって、学校や教員が、地域や子どもの実情に合わせて教科書を独自に選ぶことができない。	「検定制度」を廃止し、各学校が民間の教科書を自由に選べるようにする。なお、国や自治体(県・市町村の教委など)が望ましい教科書を推奨し、その教科書リストの中から選ぶことも可能とする。
評価・点検		外部評価(以下)への保護者や住民の参加を積極的に進める。	
		<p>1) 「学校の教育活動」に対する評価: 学校ごとに「学校評議会」等を通じて</p> <p>2) 「教育行政(政策)」に対する評価: 「学校評議会」または「地域横断の独立機関」(各学校・地域から選出された保護者・住民等がメンバー)を通じて</p> <p>上記を、当面は「努力目標」、将来的には(一定の分権後は)「義務」として行う。</p>	